

▶ 年金支給額（支給停止後）の目安

(単位：万円)

		議員報酬の月額と期末手当の額（1カ月当たりの額）を合計した額											
		60歳から64歳まで						65歳以上					
		13万円	20万円	27万円	34万円	41万円	47万円	26万円	34万円	42万円	50万円	58万円	66万円
年金額 1 カ月当たりの	5万円	5.0	5.0	3.0	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0	1.0	0.0	0.0
	10万円	10.0	9.0	5.5	2.0	0.0	0.0	10.0	10.0	7.5	3.5	0.0	0.0
	15万円	15.0	11.5	8.0	4.5	1.0	0.0	15.0	14.0	10.0	6.0	2.0	0.0
	20万円	17.5	14.0	10.5	7.0	3.5	0.5	20.0	16.5	12.5	8.5	4.5	0.5

上記の年金支給額（支給停止後）は目安です。具体的な計算方法・計算例については、次の「(1) 60歳から64歳までの支給停止額」または「(2) 65歳以上の支給停止額」のとおりです。

▶ 支給停止額の計算方法

※ 平成27年10月1日前から引き続き議員である方には、激変緩和措置が適用されます。(詳細は4頁をご覧ください。)

(1) 60歳から64歳までの支給停止額

● 支給停止額の計算方法の確認



※1 「基本月額」とは、老齢厚生年金の年金額を12カ月で除した額です。

※2 「総報酬月額相当額」とは、毎月の議員報酬（上限62万円）と1年間の期末手当の総額を12カ月で除した額とを合計した額です。

● 支給停止額（年額）の計算方法

計算方法 ① : (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 28万円) × 1/2 × 12

計算方法 ② : [(基本月額 + 47万円 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)] × 12

計算方法 ③ : 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12

計算方法 ④ : [47万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)] × 12